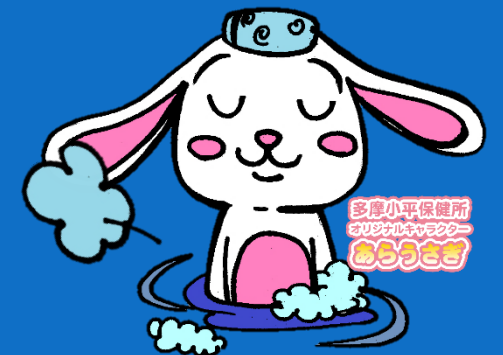


レジオネラ対策講習会②

レジオネラ属菌検出時等の対応について



本日の内容について

○レジオネラ症発生防止対策について

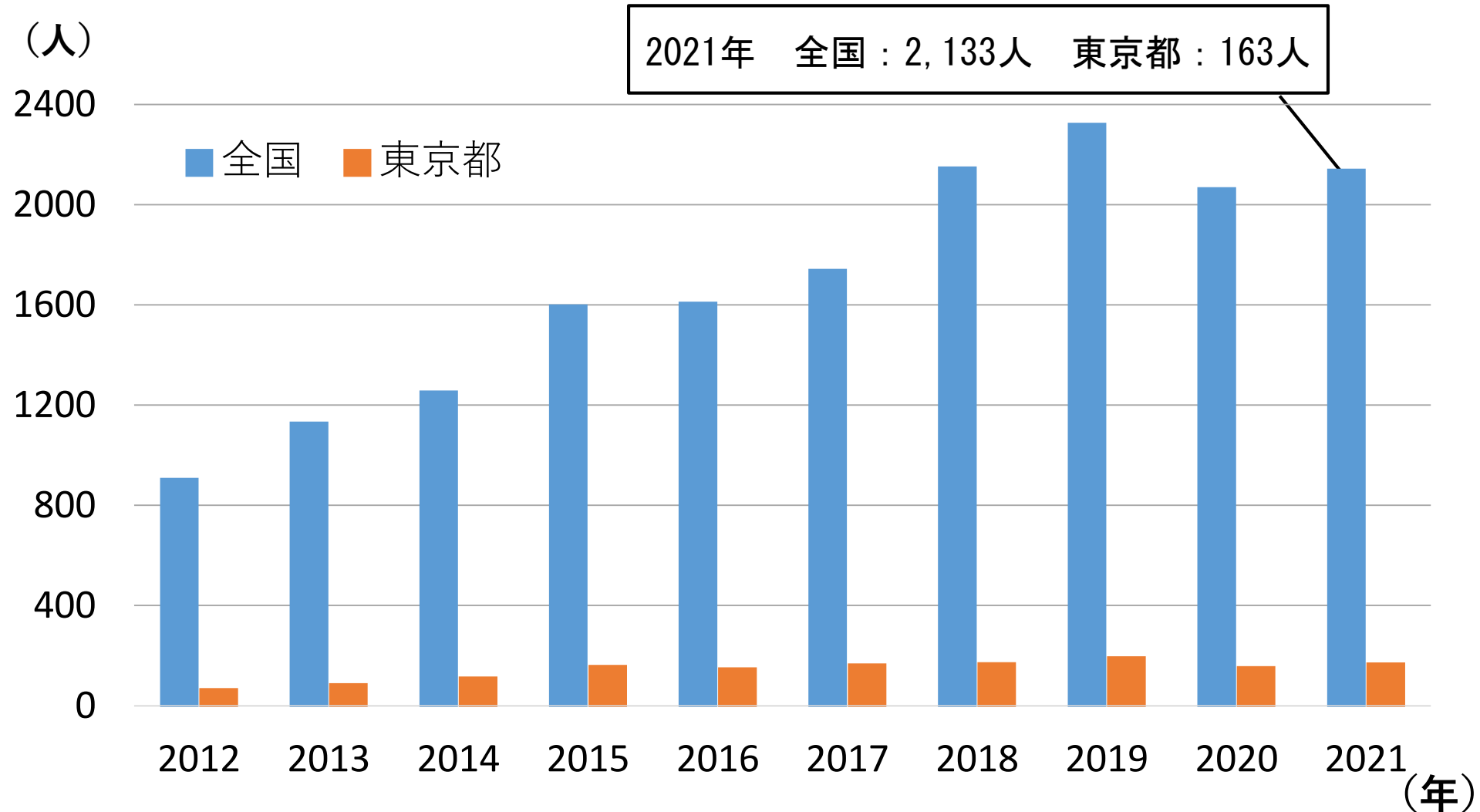
- 1 レジオネラ症について
- 2 レジオネラ症発生防止対策の3原則
- 3 レジオネラ属菌検出事例
- 4 令和3年度の条例改正について
- 5 全部わかりますか???(チェックテスト)

○レジオネラ属菌検出時等の対応について

- ・近年のレジオネラ症報告数について
- ・レジオネラ属菌検出時の対応について
- ・レジオネラ症患者発生時の対応について



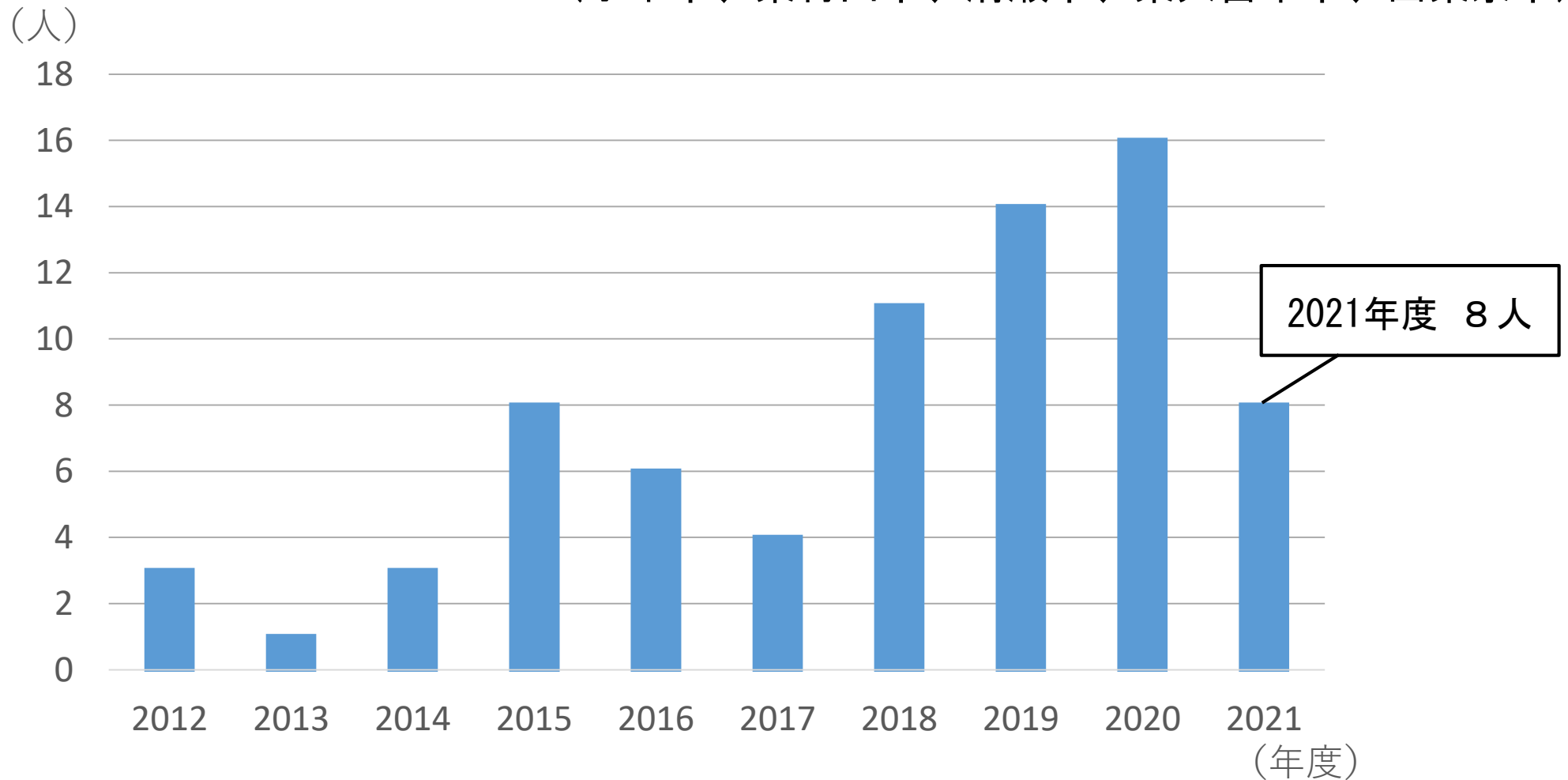
レジオネラ症報告数（全国、東京都）



(国立感染症研究所 感染症発生動向調査週報 (IDWR速報データ) より)

レジオネラ症報告数（多摩小平保健所管内）

（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）



（多摩小平保健所 事業概要より）

レジオネラ症報告数

2021年の東京都の発生状況について

- 届出 163件（肺炎型：154件、ポンティアック熱型：9件）
- 死亡例 4人
- 推定感染地 国内 147件 不明 16件
- 公共浴場施設（温泉を含む）での感染と推定 **23件**

（東京都感染症情報センター 感染症発生動向調査事業報告書より）



保健所の水質検査について

- 対象施設：公衆浴場、循環式浴槽を有する旅館
- 検査項目：濁度、過マンガン酸カリウム消費量、
大腸菌群数、遊離残留塩素濃度 } 全ての浴槽で実施
- レジオネラ属菌 } 循環式浴槽の循環系統ごとに実施

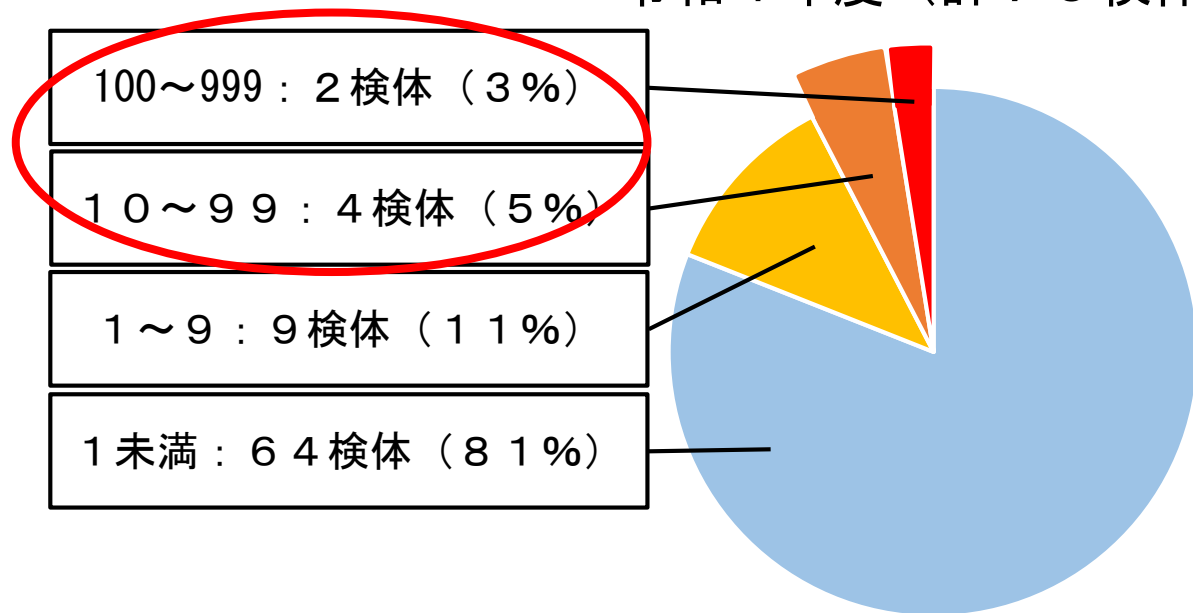
いつもご協力いただきありがとうございます



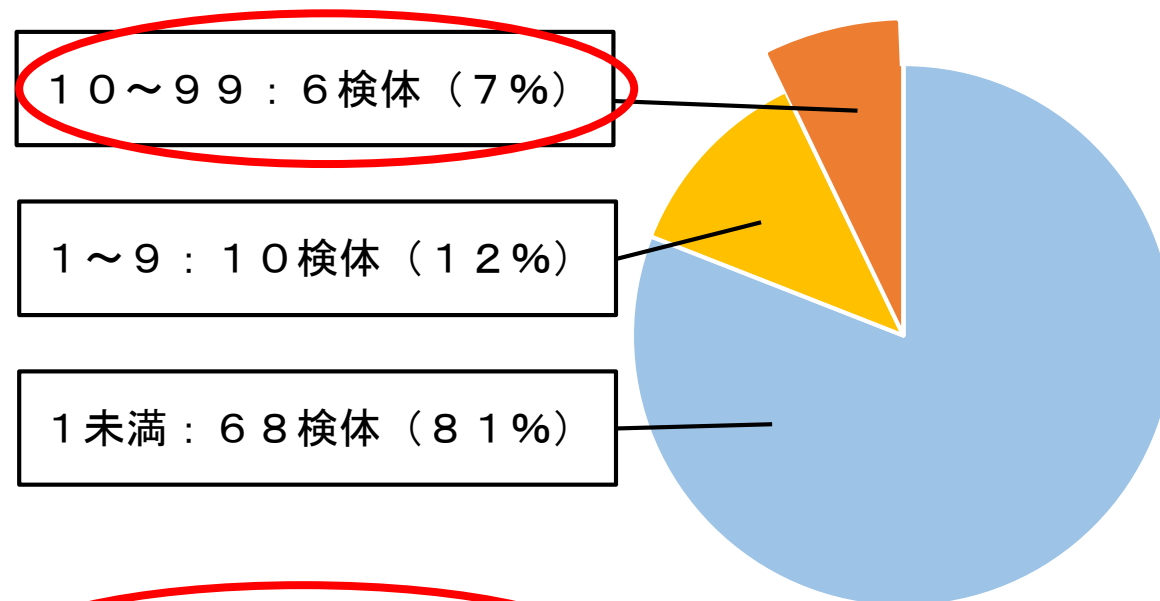
浴槽水のレジオネラ属菌検出状況

(菌数の単位：CFU/100 ml)

令和4年度 (計79検体)



令和3年度 (計84検体)



検出菌数 ■ 1未満 ■ 1~9 ■ 10~99 ■ 100~999

今年度は8%、昨年度は7%の浴槽水で
基準値超過 (10 CFU/100 ml以上)

(多摩小平保健所 事業概要より)

保健所の水質検査で検出されると・・・

- 保健所から電話連絡
- 指導書交付（検出菌数に応じた指導）
- 保健所が現地の状況を確認
（指導した内容が実行されているか）

10 CFU/100 ml以上の
基準値を超過した場合



保健所の水質検査で検出されると・・・

レジオネラ属菌数 10～99 CFU/100 ml

- 直ちに、気泡発生装置の停止
- 浴槽の遊離残留塩素濃度を1.0 mg/L程度に保持
→ どちらも不検出が確認されるまで



- 設備の改善措置（清掃・消毒等）



- 保健所による再検査（**不検出まで**）
- 改善措置報告書・維持管理計画書の提出



検出された場合



保健所の水質検査で検出されると・・・

レジオネラ属菌数 100～999 CFU/100 ml

- 直ちに、気泡発生装置の停止
→不検出が確認されるまで

- 速やかに、検出された系統の浴槽等の使用停止
(改善措置後、浴槽の使用を再開する場合は、
遊離残留塩素濃度1.0 mg/L程度保持)
→不検出が確認されるまで

10～99 CFU/100 ml
より厳しい内容

検出
された
場合

- 設備の改善措置 (清掃・消毒等)
- 保健所による再検査 (不検出まで)
- 改善措置報告書・維持管理計画書の提出

保健所の水質検査で検出されると・・・

レジオネラ属菌数菌数 1,000 CFU/100 ml以上

- **直ちに、**検出された系統の浴槽等の使用停止

→不検出が確認されるまで使用停止

- 設備の改善措置（清掃・消毒等）

- 保健所による再検査（**不検出まで**）

改善措置報告書・維持管理計画書の提出

- 施設再開後は、**重点監視施設**として

- ・ 1か月以内に自主検査
- ・ 1年間、2月に1回自主検査

検査結果を
保健所に報告する

100～999 CFU/100 ml
より厳しい内容

検出
された
場合



改善措置の内容（一例）

- 浴槽、貯湯槽、調節槽等の清掃・消毒
 - ろ過器、配管等の清掃・消毒
 - ・ 遊離残留塩素濃度を5～10 mg/L程度にして、数時間循環
 - ・ 60℃以上の高温水で数分から数十分循環
 - ろ過器、配管等の生物膜の除去
- 方法の例 {
- ・ 高濃度塩素処理（40～50 mg/L程度で5～8時間程度循環）
 - ・ 過酸化水素処理（専門業者に依頼する） など
- これらの他、湯水が滞留する場所の消毒

通常のコ掃・消毒よりも念入りに！

また、消毒後は、すすぎを十分に行う
(遺伝子検査で、死菌を検出してしまったため)



指導書

(例)

4 小保生第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇〇保健所長
〇〇 〇〇 所長印

指導書

令和〇年〇月〇日に行った水質検査において、浴槽水からレジオネラ属菌が検出されました。レジオネラ症の感染のおそれがあるので、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

- 1 施設の名称 A施設
- 2 施設の所在地 東京都小平市〇〇
- 3 浴槽等の名称及び検出菌数
男湯・ジェットバス 80 CFU/100mL (中間報告)
- 4 必要な措置
 - (1) 直ちに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽における気泡発生装置等を停止すること。当該気泡発生装置等は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで使用しないこと。
 - (2) 速やかに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽、ろ過器、配管等の洗浄・消毒等の改善措置を行うこと。
 - (3) 改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで、遊離残留塩素濃度を1.0 mg/L程度に保持し、遊離残留塩素濃度の測定を毎時1回以上行うこと。
 - (4) 改善措置完了後は、改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

指導内容（例）：

- 直ちに、気泡発生装置を停止し、再採水の検査結果でレジオネラ属菌不検出となるまで使用しないこと。
- 速やかに、浴槽等の改善措置を行うこと。
- 不検出となるまで、遊離残留塩素濃度1.0 mg/L程度を保持し、遊離残留塩素濃度の測定を毎時1回以上行うこと。
- 「改善措置報告書」、「維持管理計画書」を提出すること。



改善措置報告書

維持管理計画書

第2号様式

年 月 日

多摩小平保健所長 殿

住 所
氏 名
電 話 ()
〔法人にあっては、名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名〕

改 善 措 置 報 告 書

年 月 日付 第 号

下記のとおり改善措置を実施したので報告します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 施設 の 業 種
- 4 浴槽等の名称
- 5 改善措置の内容

指導事項	改善の方法及び改善（又は措置）年月日

備 考

改善措置後、速やかに
提出してください

指導事項に対して、
どういった改善の方法
を行ったのかを記入

第3号様式

年 月 日

多摩小平保健所長 殿

住 所
氏 名
電 話 ()
〔法人にあっては、名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名〕

維 持 管 理 計 画 書

第 号による指導に基づき、本書を
たします。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 施設 の 業 種
- 4 維持管理の内容

維持管理事項	管理の方法等

備 考

今後の維持管理について、
具体的な方法を記入

自主検査で検出された場合の対応

循環式浴槽等は、1年に1回以上レジオネラ属菌の自主検査を実施し、記録を3年間保存してください

- 水質検査（自主検査）でレジオネラ属菌検出



- 気泡発生装置がある場合は、使用を直ちに停止する浴槽を使用停止することが望ましい保健所に連絡する



- 改善対策の検討、対策の実施



- 再検査（自主検査）で不検出



- 気泡発生装置、浴槽の使用再開

レジオネラ症患者発生時の対応

- レジオネラ症患者が入浴施設等を利用したことが判明



- 患者が利用した施設の調査（保健所による感染症法に基づいた調査）

<以下について、ご協力お願いします>

- ① 水質検査や現場確認を行うため、現状保持
- ② 管理記録、設備図面等の準備
- ③ 体調不良等を訴える利用者についての聞き取り



- 調査結果に基づく措置の実施
（感染源と推定される設備等で、レジオネラ属菌が検出された場合など）

(参考) 公表について

次のような事例が生じた場合、
施設の情報について公表される可能性があります

- レジオネラ症患者が利用した施設から
10,000 CFU/100 mlを超えるレジオネラ属菌が検出された場合
- 複数のレジオネラ症患者が同一施設を利用し、
その施設からレジオネラ属菌が検出された場合
- 患者が死亡し、利用施設からレジオネラ属菌が検出された場合
- 患者検体と環境検体の遺伝子型が一致した場合



レジオネラ症発生防止のため、
引き続き適正な管理をお願いします。

